

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和2年7月29日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市山科区勸修寺柴山8番地33

松尾工業

松尾 浩司

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市山科区西野山射庭ノ上町43番地3 から

京都市山科区勸修寺柴山8番地33 に変更

(上下水道局下水道部管理課)